

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地内の 駐車料徴収対象の時間の改正について

1 要旨・目的

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地内の駐車場の利用時間を拡大するため、広島県港湾施設管理条例を改正して、9時から22時まで限定している駐車料徴収対象の時間を改める。

2 現状・背景

これまで、9時から22時までの入庫可能時間を駐車料徴収対象の時間としてきた。利用者やスポーツ団体等から早朝に駐車場を利用したいとの要望があり、管理事務受託者である坂町と協議を行ったところ、海水浴期間（7月～8月）は開場準備に支障があるが、その他の期間であれば管理運営上の支障はなく、施設の利用促進につながるため、入庫可能時間の前倒しを実施したいとの意向を示されている。

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地内の駐車料（現行）

駐車料	駐車料徴収対象の時間	入庫・出庫可能時間	徴収方法
最初の1時間無料、 以降30分ごとに100円 (上限は600円)	9:00～22:00	入庫 9:00～22:00 出庫 24時間	料金収受機による徴収

3 概要

(1) 対象者

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地内の駐車場の利用者

(2) 実施内容

「2 現状・背景」を踏まえ、駐車場の利用時間を拡大するため、次のとおり広島県港湾施設管理条例を改正して駐車料徴収対象の時間を改める。

項目	現行	改正案
駐車料徴収対象の時間	9:00～22:00	限定なし

※利用者からの要望を踏まえ、管理事務受託者である坂町において入庫可能時間を前倒しする（海水浴期間を除く）。

(3) スケジュール

令和6年9月1日施行

(4) 予算（補助事業・単県）

—

(5) 今後の対応

条例改正後、管理事務受託者である坂町において、ホームページへの掲載や看板設置等により駐車場の利用者に対して周知する。

4 その他（駐車料の改正状況）

区 分	～令和5年6月	令和5年7月～8月	令和5年度 9月～
徴収期間	7月1日～8月31日	7月1日～8月31日	通年
駐車料	620円/回（身障者半額）	最初の1時間無料、以降30分ごとに100円 但し、600円を限度（身障者半額）	同左
徴収時間	9:00～17:00 〔 入口 9:00～17:00 〕 〔 出口 9:00～19:00 〕	9:00～22:00 〔 入口 9:00～22:00 〕 〔 出口 24時間出庫可能 〕	同左
徴収方法	料金収受人による徴収 （入口で個別徴収）	料金収受機（南北2ヶ所）による徴収 （入口で発券、出口で精算）	同左